

会 議 録

名称	令和3年度第2回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	審議開始日 令和3年6月9日(水) 議 決 日 令和3年6月28日(月) 注:第2回情報公開・個人情報保護審議会については、新型コロナウイルス感染症対策として、書面による開催とした。
参加者	浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、川原、橋本、斉藤、かいでん、後藤、伊藤、中村、平谷、塩月、飯塚、青木、五来、永積、藤吉
配布資料	諮問事項の資料
諮問事項	(1)住居表示システムの更改及びクラウド化に伴う外部委託及び電子計算組織の外部結合について (2)オンラインフォームの活用に伴う電子計算組織の外部結合について (3)介護保険システムの更改とクラウド化に伴う業務の外部委託及び電子計算組織の外部結合について (4)プレミアム付き商品券の実施に伴う業務の外部委託について
発言の記録	別紙のとおり

＜令和3年度第2回審議会発言記録＞

諮問事項1～3に共通

番号	質問	区の考え方
1	<p>そもそもですが、目黒区個人情報保護条例第17条の「区の電子計算組織」の定義は何でしょうか？</p> <p>第17条は、区の管理下なのか、国や他自治体等の管理下のシステムなのかで内部か外部か分けているのかと思うと、本諮問は区が管理責任があるシステムについて、設置場所が外部委託先の建物であるだけではないかと思ひ、外部結合として諮問すべき事項なのか疑問に思いました。</p>	<p>・「区の電子計算組織」とは「区が保有・管理する電子計算組織」を指します。</p> <p>・条例第17条の「外部結合」は、「区以外の機関・法人が保有・管理する電子計算組織」とのオンライン接続を指します。同条ただし書きによる審議は、外部結合を行うことについて意見を聴くこととしています。</p> <p>・データセンターの利用には、大きく3種類あり、①機器の設置場所を賃借し、区の保有管理する機器(電子計算組織)・情報システムを置くケース、②事業者が保有管理する機器(電子計算組織)に区の情報システムを置くケース、③事業者が保有管理する機器(電子計算組織)・情報システムに区のデータを置くケースがあります。</p> <p>・従来から目黒区では、上記3類型について、いずれも事業者の管理する設備(電源管理装置、通信回線接続装置等)を利用するため、「外部結合」の定義を広く解釈し、審議会の諮問事項としています。</p>

諮問事項1・2に共通

1	<p>諮問事項1とシステムの違いだけで目的はほぼ同じだと思います。今後も他のシステムで同様の状況が発生すると思いますが、影響範囲、件数や時期は把握されているのでしょうか。</p>	<p>・個人番号系システム等については、災害時運用、管理人員の効率化等のため、目黒区情報化推進計画等により当該システムの更新時期にデータセンター化やクラウド化を検討することとしています。</p> <p>・具体的な情報システムの更新時期は、各課において台帳管理していますが、予算やシステムサービス状況等により変動しているのが実情です。</p>
---	---	--

諮問事項1・3に共通

1	<p>クラウド化による業務効率化は進めるべき事項と思います。クラウド業者は何社を予定していますか。</p>	<p>・区としてクラウド事業者数を指定していません。コストや選択するサービス内容により、クラウドサービスの利用が適しているかどうかを個別に判断しています。</p>
2	<p>住居表示システムでは目黒区とデータセンターをLGWANで結び介護保険システムでは、目黒区とデータセンターを閉域通信回線(暗号化)で結んでいますが、その背景を教えてください。</p>	<p>・いずれも閉域通信回線(暗号化)です。</p> <p>・サービスの提供内容により、最適なサービスを選択しています。諮問事項1では、LGWAN-ASPを選択することにより、回線コストの個別負担がないこと、諮問事項3では、システムベンダーのデータセンターを利用することによるコスト軽減等を目指したものです。</p>
3	<p>諮問事項3、諮問事項4の「標準仕様書からの加除修正事項」に記してある「監査フレームワーク」について説明願います。「標準仕様書からの加除修正事項」をどの部署がどのような手法で内部監査を実施し、規定に則った適切な運営が行われているか否か判断するのか。</p>	<p>・SOC2、SOC3(SOC2の公開版)は、第三者による「サービス事業者の内部統制」の評価を行う基準です。</p> <p>・サービス提供事業者の提供サービスやシステムについて外部の監査人を活用してプライバシーや機密情報の漏洩対策等のセキュリティや可用性などの統制を評価します。具体的には「セキュリティ」「可用性」「処理のインテグリティ」「機密保持」「プライバシー」の5つの指標があり、この中から任意の項目について評価を受ける仕組みです。</p> <p>・区が実施している内部監査については、毎年度、5つの課を選定し、区内部で教育訓練した監査チームが課の業務及びシステムの管理状況を監査しています。</p>
4	<p>目的が同じであれば、資料作成において要件やイメージ図等の統一化(書式・形式)を図ることで比較・確認がしやすくなり、見落としや間違いがなくなると思いますが、いかがですか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、検討していきます。</p>

諮問事項1

住居表示システムの更改及びクラウド化に伴う外部委託及び電子計算組織の外部結合について

番号	質問	区の考え方
1	上記について(全般のシート番号1を参照)、外部結合としての諮問であるとしたら、この外部結合をする方法が他の手段と比べて区民福祉の向上に役立つものなのか判断できる情報を提示頂けないでしょうか？	クラウドサービスの導入は、サーバーの庁内設置に比べ、下記のような利点があります。 (1)システム運用の効率化 データセンター内基盤環境を利用することにより、システム運用の効率化、事務の負担軽減を図ることができる。 (2)セキュリティレベルの向上 高い安全性が担保される外部データセンターで情報管理を行うことにより、セキュリティレベルが向上する。 (3)災害時における業務継続性の確保 庁舎が被災した場合においても、堅牢に構築された外部データセンターで情報が保存されることにより、迅速な復旧が可能となる。
2	ISO27001のフレームワークは、Plan-Do-Check-Actを回すことですが、プライバシーマークは同程度の情報セキュリティマネジメントシステムですか？ISO27001が一般的と思いますが、2つの認証のどちらかとしている背景を教えてください。	ご指摘のとおり、これらの制度については、情報資産の範囲や国外企業への適用、組織の範囲に違いがあります。仕様書上の認証制度等に関する規定は、既存の認証制度等により情報セキュリティ対策の取組について客観的に判断するために設けているものです。標準特記仕様書の(1)から(3)までのいずれかの要件に合致すれば区として求める情報セキュリティ対策を満たしていることの一次判断として可としています。
3	(3)委託事業者におけるセキュリティー対策について 取り交わす特記仕様書は、委託業務の実態に即して、標準特記仕様書を別紙4のとおり・・・ との記述がありますが、委託業務の実態に即してとなりますと、委託業者によって仕様書の基準が異なり、不明確な基準にならないでしょうか。	標準特記仕様書の加除修正は、委託業務内容や受託者の事情に応じて、一部の文言を削ったり、必要な条項を追加するものです。今後選定する委託事業者の委託業務の内容を踏まえ、標準仕様書に必要な加除修正を行うという趣旨となります。
4	システムを平成23年4月に導入とあるが、現在までに事故、不具合が生じたことはあるのか	端末OSのバージョンアップに伴いシステムが起動できない等の不具合が生じたことはありますが、セキュリティ上の事故は起きていません。
5	資料1-8*印 「所有者・届出人等の住所・電話番号は、新システムに移行しない予定の為、外部結合はしない予定。」とあり、二重管理のように思えるが新システムに移行しない理由は何か	現システム導入時においては、申請・届出内容すべてを電子データ化すべく入力していましたが、入力の手間に比して当該データ(住所・電話番号)を利用することがほとんどなく、電子データとしてシステム内に保有する必要がないためです。(届出・申請書は5年間保存しており、必要に応じて届出・申請書を参照できるため、業務上支障はありません。)
6	資料1-8 注3 「特殊方書」にある「特殊な住居表示であるなど、住人登録の際に注意を要する建物を指す。」 具体的にはどのようなものか。	例としては、「区境にある共同住宅で、一部の棟・住戸のみ目黒区である」、「住居番号(通常、数字1又は2桁である)にアルファベットが入る」、「隣り合った共同住宅(号数は異なる)の名称が同じ」などです。
7	近年高度化・巧妙化の一途を辿るサイバー攻撃の動向もあります。これまで各自治体で実施してきた境界線防御による侵入防止策だけでは、近年の高度なサイバー攻撃による侵入やマルウェア感染を100%防ぐのは困難になってきており、自治体情報セキュリティ対策にも侵入・感染を前提としたいわゆる「ゼロトラスト」の考え方を導入する必要性が出てきました。またこれに伴い、セキュリティインシデントをいち早く検知・対応できるEDRなどの仕組みを導入するとともに、CSIRTに代表されるインシデントレスポンスの体制をしっかり整備することも求められています。 資料1-2の(1)上から6段目の「(カ)バックアップデータやログデータの取得・検証」とはEDRのことでしょうか。	EDRではありません。 バックアップデータは、災害等によるデータ破損や、システムトラブル等のため過去のデータ内容に復元する必要性に備えて取得するもので、通常、内容を検証することは想定していません。 ログデータは、ユーザーのシステム操作内容を記録するもので、システムエラー発生時やユーザーの不正利用が疑われるとき等に検証することを想定しています。
8	現行システムから新システムに移行する時、問題が発生した場合、速やかに元のシステムに戻せるようになっていますか	移行時には、1ヶ月程度、新システムの試用期間を設け、検証後に本稼働しますので、旧システムに戻すような問題の発生は想定していませんが、戻すことは可能です。
9	災害対策に、水害が含まれていますか。	水害及び地震等も含まれると考えております。

10	データセンターは日本国内のどこにあるのでしょうか。	選定した業者により異なります。なお、データセンターの場所についてはセキュリティの観点からお答えすることはできません。
11	資料1-2の4(3)ア(ウ) 「日本国内にデータセンターが所在すること。」の趣旨の確認であるが、データセンターが複数所在する場合には一つでも日本国内に所在すればよいとも読めるが、本事業においては、日本国内所在のデータセンターに限定し、海外のデータセンターは認めないということによいか。	データセンターの場所について、お見込みのとおりすべてが日本国内に所在しているデータセンターに限定します。
12	(番号11に関連して) なお、データセンターに関する重要事項であるので、特記仕様書に明記するべきである。	ご指摘のとおり、特記仕様書に明記します。
13	資料1-9の第3条の2第1項 乙に求める認証等についてであるが、(1)及び(2)が「公的認証の取得」としていることに比べ、(3)は「個人情報保護方針の公表」に止めており、バランスを欠いていると思われる。少なくとも、「個人情報保護方針(甲が適切と認めるものに限る。)」とするなど、方針の内容のレベルについて区別チェックを要件とする必要があると考えるがいかがか。	ISMSは部門の取扱いルール適合性を、Pマークは企業内における個人情報の取扱いルールの妥当性を、それぞれ第三者の認証を受けるものであり、個人情報を取り扱う事業者を評価する際の参考情報の一つです。個人情報保護方針は、個人情報保護法に基づき、個人情報の取扱いについて、利用者に対する説明責任を果たし、利用者の自己情報コントロール権を保障するものであり、事業者として最低限のレベルのものとして公表すべき条項をあらかじめ区が指定しているものです。(法律上は、公表又は本人に直接通知する義務があります。)そのため、法律上の趣旨に則り、それを作成・公表していることを要件としています。甲が適切と認めるものがア～エの要件でございしますので、個人情報保護方針内に明記されているかの確認を適切に行います。
14	資料1-9の第3条の2第2項、資料1-10の第5条、第23条の3 第3条の2第2項では「パブリック・クラウドサービス」を利用するときの条件を規定しているが、自前のクラウドサービスの利用の場合があることを想定しているのか、それとも、「パブリック・クラウドサービス」の中に自前のクラウドサービスを含めているのか、不明である。 また、第3条の2第2項では、「パブリック・クラウドサービス((中略)。以下同じ。))」と規定されているが、第5条、第23条の3(理由を含む。)では単に「クラウドサービス」となっているため「(中略)」の部分の定義が及ばなくなっている。規定ぶりを整理する必要がある。 さらには、クラウドサービスの導入が本事業の目的の一つであり、必須であることから、「利用するときは」及び「利用する場合は」の表現は適切を欠くと思われる。	クラウドサービスには、パブリッククラウドとプライベートクラウドとがあります。 プライベートクラウドサービスについてはセキュリティ要件につき、目黒区のコントロールがほぼすべての部分に働きますが、パブリッククラウドサービスの場合は、限度があるため、一定程度公的認証等に委ねる部分があります。 一方、第5条、第23条の3におけるクラウドサービスについては、パブリック・プライベートの違いなくリスク対策及びその措置に関するドキュメントを管理する規定です。 ご指摘のとおり、「利用するとき」の記載は修正します。
15	資料1-10の第3条の2第3項 「データセンターを利用するとき」と規定しているが、データセンターの利用が本事業の要件となっているので、表現に適切を欠くと思われる。 また、資料1-2の4(3)ア(イ)では、データセンターの要件として、ISO27001(ISMS)認証又はプライバシーマークの取得を求めていることから、本項か又は第4項(この場合は第3項と入れ替えた方が適切)を設けて、明記するべき	ご指摘のとおり、「利用するとき」の記載は修正します。 ティア3以上の要件にISMSが含まれるため、記載を整理します。

意見

質問に対する回答の趣旨から、資料1-9の第3条の2第1項の2行目の「個人情報保護方針」を「個人情報保護方針(個人情報の保護に関する法律に基づくものをいう。以下同じ。))」のようにすると疑問を生じなくなると思います。

また、同条第2項の4～5行目の「以下同じ。」は、受けるものがないため、及び広義の「クラウドサービス」との違いをはっきりさせるため、削除するべきと考えます。

諮問事項2

オンラインフォームの活用に伴う電子計算組織の外部結合について

番号	質問	区の考え方
1	<p>・区民の利便性向上につながる施策でぜひ進めるべきと考えます。</p> <p>ただし、インターネットに開かれた環境を通じて個人情報やりとりすることとなりますが、入力する情報を必要最低限に限る手段はさらに考えられないのでしょうか？</p> <p>近々マイナンバーカードの普及が見込めるのであれば、マイナポータルを活用することで入力情報を抑えるなどは考えられないのでしょうか？</p>	<p>入力する情報を必要最低限に限るために、活用課とDX戦略課で活用する前に取得する必要性がある個人情報については協議しながら進めていきます。また、マイナンバーカードの活用等についても今後検討を行っていきます。</p>
2	<p>・本諮問事項のLGWAN-ASPの利用は条例第12条の外部委託にはあたらないのでしょうか？</p>	<p>LGWAN-ASP事業者が提供するサービスを利用するにあたり、事業者のプラットフォームを活用するのみで区の保有する個人情報を管理・保守のために閲覧等することはできないため、条例第12条の外部委託にあたらないと考えます。</p>
3	<p>DX戦略課は活用課が遵守事項に違反する場合に、オンラインフォームの活用を停止または制限するとあります。DX課による活用課へのチェックは定期的に行われますか？活用課の数が多く必要なことであるが一方チェックに相当の負担がかかると思います。</p>	<p>DX戦略課は活用課の運用に対して定期的なチェックを行ってまいりますが、今後活用課が増えていくことが見込まれるため、効果的かつ適切な手法を検討していきます。</p>
4	<p>(5)個人情報の削除</p> <p>活用課は、…すべて削除するとの記述がありますが、どう削除されるのか(自動?、あるいは個人的対応?、削除が恣意的にならないのかどうか)が不明確なため、文言をもっと明確にされた方がよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘内容を踏まえ、「(5)個人情報の削除 活用課の当該業務の担当職員は、当該業務が終了後、入力されたオンラインフォームの管理画面から情報を全て削除する。」という表現に見直します。なお、適切なデータ管理の観点から、運用ルールを別途定め、データの削除時期を明確にします。また、DX戦略課においても管理機能を活用して、公開終了しているデータのチェックを行っていきます。</p>
5	<p>(3)②活用課に対しては下記の事項を遵守…との記述がありますが、その中の</p> <p>・収集した情報は業務期間が過ぎたら、速やかにデータの削除を行うことの速やかにこの表現が曖昧に思います。解釈の明確性を期するため、削除された方がよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘内容を踏まえ、「速やかに」の表記を削除します。</p>
6	<p>同諮問の、別表のオンラインフォームで個人情報を取り扱う業務一覧の各課の取り扱う個人情報の、性別の記載が不明確に思います。その必要性を別途明確にされた方がよいのではないのでしょうか。一部を紹介すれば、</p> <p>○パブリックコメントに団体名があり、性別があるのは?、(個人であればわかりますが)</p> <p>○産業経済・消費生活課の性別が不明確?</p> <p>○健康増進課も同様に性別が不明確?(医療は特に性別は必要では)、障害対策推進課など他、気になっております。</p>	<p>性別の記載の必要性については、多様な性のあり方への配慮の観点から全庁的に各業務で見直しをしているところではありますが、オンラインフォームの活用にあたり、性別の記載の必要性について改めて活用課と検討を進めていきます。</p>
7	<p>「オンラインフォームサービスの提供事業者の対策」JDCCでティア4の条件があるが諮問事項3のデータセンターの要件ではティア3以上となっている。この違いは何か。又ティア4では、諮問事項3で記載されている、ティア3以上の要件はどのような項目があるのか。</p>	<p>目黒区がティア4の要件を指定しているわけではなく、オンラインフォームサービス提供事業者がティア4の対策を講じているため、このような記載となっております。ティア3以上の要件については、別紙資料1をご覧ください。</p>
8	<p>実証実験を希望していない課の数と主な理由は</p>	<p>実証実験の進め方として、オンラインフォームの活用を希望する課を全庁的に募集し、その結果18課が希望したという経緯のため、希望していない課の希望しない理由は把握していません。また、希望していない課は38課あります。</p>

9	区民が使いやすい仕組みと個人情報保護の見地から安心安全な対応が必要。ID/PWも厳格に取り扱うのは当然としてチェックできる具体策(ex3か月ごとにID/PW変更等)を策定することが事故発生を防ぐためには重要と考える。	ご指摘内容を踏まえ、オンラインフォームの適切な管理方法について今後検討を進めていきます。
10	資料2-4の3行目、「収集した個人情報をイントラネットシステム以外のシステム等にデータ移転する必要がある場合は」とありますが、どのような場合を想定されているのでしょうか。 また、その際、利用するUSBメモリは、どのように扱われ、どのように保管されるのでしょうか。	活用課には基幹系システムや個別システムを利用している課があり、収集した個人情報を適切な管理の元でそれらのシステムで利用することを想定しています。また、USBメモリは接続する端末を限定し、各課で施錠可能な場所に保管し、使用管理簿を作成する等して管理しています。
11	資料2-3(3)区の対策について 職員の研修の頻度や内容、活用課のチェック体制は具体的にどのように行うのか。	全庁的な取り組みとして、職員は毎年度必ず1回は情報セキュリティ研修を受講しています。そのほか、オンラインフォームの適切な管理、運用方法については、今後検討を進めていきます。さらに、活用課の運用が明確となるよう運用ルールを別途定めるとともに、DX戦略課においても管理機能を使用して適切な運用体制を構築していきます。
12	対象の事業は、全てがオンラインフォームによることになるとまでは読み取れないので、従来の紙による手続きは残ると思われるがいかがか。また、残る場合は、オンラインフォームによる個人情報と紙による個人情報とをどのように整理して取り扱っていくことになるのか。	ご指摘のとおり、オンラインフォームによる手続きのほか、従来の紙による手続きも残るため、両者を併用して運用する形となります。どちらの場合も個人情報保護の観点における取り扱いに差異はありませんが、管理方法としてはオンラインフォームの場合はデータで保管することが基本となります。両手段においても、個人情報の適切な管理に留意いたします。
13	オンラインフォームによる場合は、紙に印刷して個人情報を管理することはあり得るのか。その場合の印刷した紙(文書)の取扱いは、従来の紙による手続きと同じになると考えてよいのか。	活用課の判断にもよりますが、オンラインフォームから取得した個人情報を紙に印刷することは可能です。その場合も従来の紙によるものと個人情報保護の観点における取り扱いに差異はなく、適切な管理をするよう努めます。
14	資料2-3の5(2)エ 「最高レベルのティア4」を求めており、これ自体が悪いわけではないが、従来の諮問において、本事業より高レベルのセキュリティが必要と思われる事業に対してティア4を求めてはどうかとの審議会の質問に対し「ティア3」でも十分と区側の説明を受けてきた。本事業でティア4を求める理由を伺いたい。	オンラインフォームサービス提供事業者がティア4の対策を講じているため、このような記載となっております。
15	資料2-3の5(2)ウ 認証取得について「及び」とあるため、2つの認証の取得が要件となっているが、現実的ではない。「又は」の誤記で、いずれかの認証の取得でよいということではないか。	オンラインフォームサービス提供事業者が2つの認証を取得しているため、このような記載となっております。
16	データ移転する場合はUSBを利用するとありますが、どういった場合ですか。又USB以外の方法はないのでしょうか。	データ移転が必要となる場合として、活用課には基幹系システムや個別システムを利用している課があり、収集した個人情報を適切な管理の元でそれらのシステムで利用することを想定しています。また、データ移転の方法としてはUSBメモリ以外にファイル中継システムがあります。実態に即しつつ、セキュリティに配慮した適切な方法にて、データ移転を実施します。
17	個人情報を入力する場合、生年月日や性別等必要のない情報はできるだけ収集するべきではないと思いますが、いかがですか。(例えばパブリックコメント)	ご指摘内容を踏まえ、オンラインフォームの活用にあたって、収集する個人情報は必要最小限となるよう改めて活用課と検討を進めていきます。

意見

諮問資料では、オンラインフォームについては、新型コロナウイルスワクチン接種業務を除き、現在実証実験中であり、本諮問で承認後活用を図っていくとしています。この点から、資料2-2の4(1)結合先「オンラインフォーム機能のサービス提供者」が、現行の実証実験中における事業者なのか、新型コロナウイルスワクチン接種業務における事業者なのか、今後選定していく事業者なのか、分かりにくさは否めません。質問への回答から前2者のいずれか(又は、同じ事業者)と理解できましたが、審議会の委員はいただいた諮問資料から判断するしかありませんので、諮問資料の記載はより分かりやすい説明に配慮していただくと、不要な確認もなくなり効率的になると思います。

諮問事項3

介護保険システムの更改とクラウド化に伴う業務の外部委託及び電子計算組織の外部結合について

番号	質問	区の考え方
1	4、外部委託の(4)セキュリティ対策 先と同様に、…委託業務の実態に即してとなりますと、委託業者によって仕様書の基準が異なり、不明確な基準にならないでしょうか。	今後選定する委託事業者の委託業務の内容を踏まえ、標準仕様書に必要な加除修正を行うという趣旨となります。
2	「委託先」について「現行介護保険システムの運用保守事業者を予定」とあるが、諮問事項1のようにプロポーザル方式による委託先を選定しないのか。諮問事項1と諮問事項3の委託業者選定方法の違いの根拠は何か。	介護保険システム現行事業者については、平成28年度にプロポーザルを実施し選定しています。今回の機器更改は介護保険システム機器リース期間満了に伴うものであるため、現行の事業者をデータ移行・システム構築、運用保守の委託先としています。
3	マイナンバーはどこにどのようにつながるのでしょうか。	セキュリティ対策が講じられた外部のデータセンターで情報が保管され、プライベートな閉域網接続を利用し、区の情報システムに結合します。
4	データセンターは住居表示システムと同じ会社で同じ場所ですか。	本件と住居表示システムクラウド化は別所管で検討しているため、同会社・同じ場所ではございません。
5	サーバーは物理的にデータセンターに移設されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	介護保険システムに関しては特定個人情報ファイルを取り扱うのでFacility StandardをTier 3からTier 4に引き上げるべきだと思いますが、いかがですか。	データセンターの要件を設定するにあたっては、介護保険システム同様、個人番号を管理する基幹系システム等をクラウド化した際のデータセンター要件と同等レベルとしています。
7	今後の予定が6ヶ月と住居表示システムの半分ですが、十分ですか。	委託先について、現行介護保険システムの運用保守事業者を予定しており、プロポーザルによる事業者選定等の実施がないことから、現状のスケジュールで進めていく予定です。
8	資料3-3の7及び資料3-6(別紙3)にも明記されているように、本事業は個人番号(マイナンバー)を含む個人情報(特定個人情報)を取り扱う事業である。目黒区特定個人情報の保護に関する条例第3条の規定により、個人番号その他の特定個人情報については、目黒区個人情報保護条例第17条の規定は適用しないものとされている。したがって、特定個人情報に関しては、資料3-3の9の「審議の必要性」のうち、第17条ただし書きに基づく諮問の部分は、諮問不可となる。 しかしながら、区は、特定個人情報保護の適切な運用の観点から、この点を制度の不備として整理し、個人情報保護条例第17条ただし書を適用してきた経緯は承知している。 したがって、区は、単純な諮問と同じとするのではなく、本件についても、令和3年度第1回の当審議会の諮問事項2のように、審議会資料の「審議の必要性」において、考え方を明記するべきである。また、その場合には、同諮問事項に対する質問及び回答(追加意見及び追加回答を含む。)で対応したように、区における条例の有権解釈権を有する部署の確認を得ていることも明記するべきである。 なお、本質問に応じて諮問事項を補正する場合は、資料3-3の「9 審議の必要性」を修正し、改めて委員に通知する必要がある。	前回と同様、特定個人情報は、通常は情報提供ネットワークシステムを用いて授受されるものであり、特定個人情報の保護に関する条例の制定時にこのことを前提としております。他と同様、個人情報保護条例に規定する外部結合として整理したものです。審議の必要性に係る解釈について、制定趣旨にのっとった適切な運用であることを総務部総務課に確認済みです。本質問に応じて諮問事項を補正するものではございません。 本事例に対する対応については、個人情報保護法の改正法(令和3年5月19日公布)に伴う条例の見直しと併せて検討する予定です。
9	資料3-5の主なデータセンターの要件「日本国内にデータセンターが所在すること。」について、諮問事項1の番号11・12に同じ。	データセンターの場所について、お見込みのとおりすべてが日本国内に所在しているデータセンターに限定します。 特記仕様書への明記についてご指摘のとおり、特記仕様書に明記します。

10	資料3-8の第3条の2第1項 諮問事項1の番号13に同じ。	ISMSは部門の取扱いルールの適合性を、Pマークは企業内における個人情報の取扱いルールの妥当性を、それぞれ第三者の認証を受けるものであり、個人情報を取り扱う事業者を評価する際の参考情報の一つです。個人情報保護方針は、個人情報保護法に基づき、個人情報の取扱いについて、利用者に対する説明責任を果たし、利用者の自己情報コントロール権を保障するものであり、事業者として最低限のレベルのものとして公表すべき条項をあらかじめ区が指定しているものです。(法律上は、公表又は本人に直接通知する義務があります。)そのため、法律上の趣旨に則り、それを作成・公表していることを要件としています。甲が適切と認めるものがア～エの要件でございますので、個人情報保護方針内に明記されているかの確認を適切に行います。
11	資料3-8の第3条の2、第5条第6号、第23条の5 諮問事項1の番号14に同じ。	クラウドサービスには、パブリッククラウドとプライベートクラウドとがあります。 プライベートクラウドサービスについてはセキュリティ要件につき、目黒区のコントロールがほぼすべての部分に働きますが、パブリッククラウドサービスの場合は、限度があるため、一定程度公的認証等に委ねる部分があります。 一方、第5条、第23条の3におけるクラウドサービスについては、パブリック・プライベートの違いなくリスク対策及びその措置に関するドキュメントを管理する規定です。 ご指摘のとおり、「利用するとき」の記載は修正します。
12	資料3-8の第3条の2第3項 諮問事項1の番号15に同じ。	ご指摘のとおり、「利用するとき」の記載は修正します。 ティア3以上の要件にISMSが含まれるため、記載を整理します。

意見

質問で詳しく記述しましたが、現在の諮問資料の構成から、資料3-3の「9 諮問の必要性」が審議会への諮問範囲を示すこととなりますので、本諮問では、諮問の必要性を修正しないと、現行の区の条例では、特定個人情報に関しては諮問の対象外となってしまいます。(既に何回か指摘しており、区もご理解いただいていることと思いますので、再度の指摘で恐縮です。)今回修正はありませんでしたが、質問に対する回答により、区の意向が確認でき、質問・回答という形式で全委員にその趣旨が伝わっていることから、特定個人情報も含めて賛成いたします。

なお、質問に対する回答の趣旨から、資料3-8の第3条の2第1項の2～3行目の「個人情報保護方針」を「個人情報保護方針(個人情報の保護に関する法律に基づくものをいう。以下同じ。)」のようにすると疑問を生じなくなると思います。

また、同条第2項の5行目の「以下同じ。」は、受けるものがないため、及び広義の「クラウドサービス」との違いをはっきりさせるため、削除するべきと考えます。

諮問事項4

プレミアム付商品券の実施伴う業務の外部委託等について

番号	質問	区の方
1	多くの人員が必要になりそうに思いますが、人数が多くなると、情報管理や運用が煩雑になりミスが生じやすくなると思います。何人くらいかかる事業で、その人員管理はどのように行われ、どのように管理を徹底させるのでしょうか？	商品券販売については、郵便局、換金については信用金庫を想定しており、取扱うのは主に区内にある店舗で、郵便局が24店舗、信用金庫が18店舗あります。それぞれの複数の職員が業務にあたることとなります。また、申込の受付や抽選、商品券取扱店舗管理等についても、販売・換金程の人数ではありませんが、複数の者が個人情報を管理することになります。 事業者が業務を実施する際は、契約内容を遵守させることは勿論ですが、これまでも商品券事業の実績がある事業者を選定するなど事故がないよう最大限の注意を払っていきたいと考えています。
2	抽選結果はなぜ全て葉書で行いますか。	令和2年度は、インターネットから申し込んだ方にメールで返信したところ、メール受信の設定等の影響で返信が届かない方がいました。申込みの方、全員に確実に当選結果を通知するため他の区も参考にし、葉書で抽選結果を通知することにしました。
3	5、委託事業者における情報セキュリティ対策先の質問(諮問事項1番号4参照)と同様で、・・・委託業務の実態に即してとなりますと、委託業者によって仕様書の基準が異なり、不明確な基準にならないでしょうか。	「委託業務の実態に即し」とあるのは、セキュリティ対策の基準を委託業者に合せる趣旨ではなく、セキュリティ対策は区の求める水準を満たした上で、委託業務の遂行に際して支障がでないよう実態に即して、修正する場合があるということを意味します。
4	令和2年にもプレミアム付商品券の販売が行われ諮問されたと思いますが、今回は前回と違い「標準仕様書からの加除修正事項」があった為に諮問が行われるということでしょうか。それとも、毎年実施されるとしたら内容が同じとしても毎回諮問を受けるということでしょうか。	前回(平成30年度)は低所得者向けのプレミアム商品券販売について諮問していますので、枠組みが異なることによる諮問となります。なお、昨年度のプレミアム商品券は目黒区商店街連合会が実施した事業でしたので、諮問事項ではありませんでした。
5	令和2年の事業実施の際に事故、不具合が生じたことはあるのか。	目黒区商店街連合会から、事故・不具合についての報告はありませんでした。また、区で把握したものもありません。
6	本サービスを利用する商店や応募者は、運営が外部の委託業者によって行われることを納得し同意する手順になっているのでしょうか。	商品券の取扱店舗になる際や、商品券の購入に当たっては、その申込時にご本人から同意をいただきます。
7	委託業者は既に決まっているのでしょうか。	今後業者選定を行ってまいります。実績のある金融機関や業者と現在相談をしています。
8	別紙2の第3条の2第1項 諮問事項1の番号13に同じ。	ISMSは部門の取扱いルールの適合性を、Pマークは企業内における個人情報の取扱いルールの妥当性を、それぞれ第三者の認証を受けるものであり、個人情報を取り扱う事業者を評価する際の参考情報の一つです。個人情報保護方針は、個人情報保護法に基づき、個人情報の取扱いについて、利用者に対する説明責任を果たし、利用者の自己情報コントロール権を保障するものであり、事業者として最低限のレベルのものとして公表すべき条項をあらかじめ区が指定しているものです。(法律上は、公表又は本人に直接通知する義務があります。)そのため、法律上の趣旨に則り、それを作成・公表していることを要件としています。甲が適切と認めるものがア～エの要件でございますので、個人情報保護方針内に明記されているかの確認を適切に行います。
9	別紙2の第3条の2第2項、第5条第4号、第23条の2(いずれも理由の欄を含む。)「受託事業者がクラウドサービスを利用する場合があるため」としているが、資料4-2の商品券の購入申込受付、抽選、販売ではクラウドサービスを利用することを義務付けている。したがって、諮問事項1の番号14に同じ。	資料4-2は「受託者が受付環境を用意」又は「クラウドサービスを利用」ことを想定しています。クラウドサービスの利用を義務付けている趣旨ではありません。

意見

質問に対する回答の趣旨から、別紙2の第3条の2第1項の2行目の「個人情報保護方針」を「個人情報保護方針（個人情報の保護に関する法律に基づくものをいう。以下同じ。）」のようにすると疑問を生じなくなると思います。また、同条第2項の5行目の「以下同じ。」は、受けるものがないため、及び広義の「クラウドサービス」との違いをはっきりさせるため、削除するべきと考えます。